

## 鹿島市訓令甲第23号

### 鹿島市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱

#### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、鹿島市まち・ひと・しごと創生会議（以下「創生会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 創生会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 人口ビジョンの策定に関する事項
- (2) 総合戦略の策定に関する事項
- (3) 総合戦略の推進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

#### (組織)

第3条 創生会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる団体等からの推薦を受け、市長が委嘱する。

- (1) 住民で組織する団体
- (2) 産業関係の団体
- (3) 教育関係の団体
- (4) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、市長が必要と認めるものは、引き続き委員として在任できるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び代理者)

第5条 創生会議に会長を置き、創生会議を総括するものとする。

2 会長は委員のうちから互選する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 創生会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は公開とする。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 創生会議における庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、創生会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。